

日本学術会議第154回総会資料

(第21期 第1回)

平成20年10月1日(水)

10月2日(木)

10月3日(金)

日本学術会議

一般的注意事項

1 出席のサイン及び名札・票等の取扱い

- (1) 総会に出席される方は、受付で出席のサインをお願いします。
- (2) 名札・票等は講堂の席上に配布してあります。会議終了後は、名札・票等を講堂出口付近の返却箱に返却してください。

2 旅費の支給について

旅費請求書を配布いたしますので、押印してください。

※印鑑を必ず御持参ください。

3 発言する場合

発言を要求する際には挙手をし、議長から指名された後に、最寄りのマイクを通して所属部、氏名を言ってから発言してください。

4 委員会開催の周知について

休憩時等に委員会を開催する場合は、エレベーターわきの電光掲示板にてお知らせいたします。

5 その他

- (1) 公衆電話は、1階に設置してありますので御利用ください。
- (2) コーヒー、紅茶のポットを1階ホワイエ、各部の会議室に御用意しておりますので御利用ください。

第154回総会日程（案）

— 第21期第1回 —

第1 日程表

	10:30		12:00		14:00		17:00	18:30
10月1日 (水)	新会員集合 (10:30) (日本学術会議講堂) ・事務局からの説明等		会員任命式 (12:30-12:45) (総理官邸) 昼休み (昼食) (13:30-14:00) (会議室)	総会 会長互選及び就任挨拶	休 憩 30 分	総会 ・前会長前期活動報告 ・前期活動の報告 (3副会長) ・会員所属部の決定 ・細則の改正	移動	懇談会 (学士会館)
	10:00	10:30	12:00	13:30		16:00	17:00	
10月2日 (木)	総会 会長による副会長の指名及び就任挨拶	部会 部長互選等	昼休み	部会 ・部長による副部長・幹事指名等 ・機能別委員会、附置委員会に所属すべき会員の推薦 ・「各部による新連携会員への説明会」の日程検討等		地区会議 代表幹事、運営協議会委員選出	幹事会 ・機能別委員会委員、分野別委員会委員の承認等	
	10:00		12:00	13:30		16:00	17:00	
10月3日 (金)	分野別委員会 ・役員の選出 ・分科会の世話人の決定等		昼休み	機能別委員会 ・機能別委員会副委員長、幹事の指名等 ・分科会委員の人選 ・今後の運営		幹事会 日程調整等	日本の展望委員会	

(総会中の日程は、審議の状況により変更される場合があります。)

第2 会場

総会……講 堂
部会……各部会議室
幹事会……大会議室

第3 その他

懇談会 10月1日 (水) 学士会館 18:30～

報	1
総 会	1 5 4

会 長 経 過 報 告

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

前回（第 1 5 3 回）総会以降の経過報告

第 1 会長談話の発表

次の談話を発表した。

「東京大学医科学研究所における不適正な研究決定問題について」

（7月25日発表）

「代理懐胎を中心とする生殖補助医療に関する課題について」

（8月15日発表）

第 2 提言等の承認

提言

1 社会学委員会社会福祉学分科会

「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」

（7月15日公表）

2 臨床医学委員会腎・泌尿・生殖分科会

「臨床医学会の社会的責任—腎・泌尿・生殖医療分野の立場から—」

（7月28日公表）

3 地域研究委員会

「「地域の知」の蓄積と活用に向けて」

（7月29日公表）

4 科学者委員会学術体制分科会

「我が国の未来を創る基礎研究の支援充実を目指して」

(8月1日公表)

5 農学基礎委員会農業情報システム学分科会

「IT・ロボット技術による持続可能な食料生産システムのあり方」

(8月5日公表)

6 基礎医学委員会・総合工学委員会合同放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会

「我が国における放射性同位元素の安定供給体制について」

(8月5日公表)

7 総合工学委員会持続可能なグローバル資源利活用に係る検討分科会

「鉱物資源の安定確保に関する課題とわが国が取り組むべき総合的対策」

(8月7日公表)

8 健康・生活科学委員会生活科学分科会

「食生活の教育」

(8月11日公表)

9 科学者委員会男女共同参画分科会

「学術分野における男女共同参画促進のために」

(8月15日公表)

10 物理学委員会物性物理学・一般物理学分科会

「物性物理学・一般物理学分野における学術研究の質と量の向上のために」

(9月3日公表)

11 農学基礎委員会水問題分科会

「変貌する農業と水問題—水と共生する社会の再構築へ向けて—」

(9月3日公表)

12 生産農学委員会獣医学分科会

「狂犬病対策システムの構築に向けて」

(9月3日公表)

13 臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会

「出生前・子どものときからの生活習慣病対策」

(9月4日公表)

14 史学委員会歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会

「公文書館法とアーキビスト養成」

(9月5日公表)

15 基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会

「保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について-国民の健康と安全確保のための基盤整備として」

(9月8日公表)

16 数理科学委員会数理科学振興策検討分科会

「数理科学における研究と若手養成の現状と課題」

(9月8日公表)

17 心理学・教育学委員会健康・医療と心理学分科会

「医療領域に従事する『職能心理士(医療心理)』の国家資格法制の確立を」

(9月8日公表)

18 臨床医学委員会 出生・発達分科会

「事故による子どもの傷害」の予防体制を構築するために」

(9月9日公表)

19 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会

「子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備」

(9月9日公表)

20 環境学委員会・数理科学委員会・物理学委員会・地球惑星科学委員会・情報学委員会・化学委員会・総合工学委員会・機械工学委員会・電気電子工学委員会・土木工学・建築学委員会・材料工学委員会合同若手・人材育成問題検討分科会

「新しい理工系大学院博士後期課程の構築に向けて-科学・技術を担うべき若い世代のために-」

(9月10日公表)

21 薬学委員会 専門薬剤師分科会

「専門薬剤師の必要性和今後の発展-医療の質の向上を支えるために-」

(9月16日公表)

22 環境学委員会 環境思想・環境教育分科会

「学校教育を中心とした環境教育の充実に向けて」

(9月17日公表)

23 健康・生活科学委員会看護学分科会

「看護職の役割拡大が安全と安心の医療を支える」

(9月19日公表)

- 24 総合工学委員会・機械工学委員会合同工学システムに関する安全・安心・リスク
検討分科会

「老朽・遺棄化学兵器の廃棄における先端技術の活用とリスクの低減」

(9月19日公表)

- 25 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員
会合同子どもの成育環境分科会

「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言—」

(9月24日公表)

報告

- 1 地域研究委員会 国際地域開発研究分科会

「開発のための国際協力のあり方と地域研究の役割」

(7月29日公表)

- 2 法学委員会 「IT社会と法」分科会

「電子社会における匿名性と可視性・追跡可能性—その対立とバランス—」

(7月29日公表)

- 3 薬学委員会医療系薬学分科会

「医療系薬学の学術と大学院教育のあり方について」

(8月5日公表)

- 4 総合工学委員会未来社会と応用物理分科会

「応用物理の将来ビジョン」

(8月8日公表)

- 5 言語・文学委員会

「日本語の将来に向けて—自己を発見し、他者を理解するための言葉—」

(8月12日公表)

- 6 土木工学・建築学委員会国土と環境分科会

「自然共生型流域圏の構築を基軸とした国土形成に向けて—都市・地域環境の
再生—」

(8月22日公表)

- 7 地域研究委員会 地域研究基盤整備分科会
「グローバル化時代における地域研究の強化へ向けて」
(8月29日公表)
- 8 法学委員会法史学・歴史法社会学分科会
「大学法学部1年生の歴史素養調査と法史学関連科目の開講状況調査」
(8月29日公表)
- 9 数理科学委員会数理統計学分科会
「数理科学分野における統計科学教育・研究の今日的役割とその推進の必要性」
(9月2日公表)
- 10 農学基礎委員会農業経済学分科会
「農業経済学分野における研究成果の評価について」
(9月8日公表)
- 11 基礎医学委員会・臨床医学委員会合同基礎・臨床医学研究グランドデザイン検討分科会
「今後のライフサイエンス・ヘルスサイエンスのグランドデザイン」
(9月8日公表)
- 12 臨床医学委員会 感覚器分科会
「感覚器医学ロードマップ 改訂第二版 感覚器障害の克服と支援を目指す10年間」
(9月12日公表)
- 13 基礎生物学委員会・物理学委員会・化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同科学・技術の発展のための知覚情報取得技術の強化に関する検討分科会
「科学・技術発展のための長期研究の推進—知覚情報取得技術による限界突破—」
(9月19日公表)
- 14 基礎生物学委員会・臨床医学委員会・物理学委員会・総合工学委員会・機械工学委員会・電気電子工学委員会合同重力加速度依存現象の科学・生命科学検討分科会
「宇宙環境利用の新たな時代を目指して—物質科学および生命科学における宇宙環境利用の視点から—」
(9月24日公表)

15 臨床医学委員会循環器分科会

「革新的国産治療機器開発に向けた研究開発機能拠点の形成」

(9月25日公表)

第3 日本学術会議主催公開講演会の開催

- 1 日本学術会議主催公開講演会「医療のイノベーション—信頼に支えられた医療の実現のために—」を平成20年8月25日(月)に日本学術会議講堂にて開催した。

第4 国際会議の開催

- 1 「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2008 持続可能な福祉を求めて」を平成20年9月12日(金)～13日(土)に日本学術会議講堂にて開催した。

第5 慶弔等

(1) ご逝去

八木 健三(やぎ・けんぞう) 7月18日 第9～11期・第4部会員、
北海道大学名誉教授

臼田 誠人(うすだ・まこと) 8月11日 第15期・第6部会員、元東
京大学農学部教授

永田 雅宜(ながた まさよし) 8月27日 第14、15期・第4部会
員、京都大学名誉教授

第6 その他

(1) 事務局人事異動

参事官(審議第二担当) 旧: 信濃 正範(平成20年8月1日付)

新: 渡辺 泰司(平成20年8月1日付)

会長互選手続の概要

会長互選は概ね以下の手続で行われます。手続の詳細につきましては、別添の「会長互選関係規定」及び「投票の際の動き」を御参照ください。

【会長互選手続】

- ① 各会員は、第 2 1 期の会員名簿に掲載された者のうち 1 人に投票
 - ※ 投票の際、投票用紙とともに、番号札をお持ちください
 - ※ 投票用紙に記載する氏名は 1 名のみとしてください（2 名以上の氏名を記載した場合、投票は無効になります。）
 - ※ 投票者の氏名の記載は必要ありません（無記名投票）

- ② 投票者数の過半数の票を得た者が会長候補者に選出
 - ※ 過半数の票を得た者がいない場合は、①の手続に戻り、再度投票いたします。3 回投票を行っても過半数の票を得た者がいない場合、4 回目の投票は、3 回目の投票における上位の得票者 2 名について決選投票を行います。

- ③ ②で選出された会長候補者に、会長の職に就く意思がある場合、会長に就任。会長の職に就く意思がない場合、①の手続に戻り、再度投票を実施

会長互選関係規定

●日本学術会議法（昭和23年法律第121号）（抄）

第8条 日本学術会議に、会長1人及び副会長3人を置く。

2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、3年とする。ただし、再選されることができる。

5 副会長の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの1人が、その職務を代理する。

●日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号）（抄）

第4条 法第8条第2項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

第18条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

●日本学術会議事務局組織規則（平成17年日本学術会議規則第1号）（抄）

第1条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。

2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。

3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。

4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。

●日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定）（抄）

（会長の互選）

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法

は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち 1 人に投票する。この投票は、単記無記名による。
 - (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
 - (3) 第 1 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。
 - (4) 第 3 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前 2 号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき 2 人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
 - 4 前 3 項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
 - 5 前 4 項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第 8 条第 6 項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

● 会長の互選に関する幹事会決定（平成 18 年 4 月 11 日日本学術会議第 12 回幹事会決定）（抄）

（無効投票）

第 1 条 細則第 2 条第 2 項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- (1) 2 名以上の氏名を記載した場合
 - (2) 細則第 2 条第 1 項第 1 号に規定される名簿に掲載された以外の者を記載した場合
 - (3) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所、地域、専門分野、所属機関又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
 - (4) 氏名を自書しない場合
 - (5) 何人を記載したかを確認し難い場合
- 2 前項に規定される無効票を投じた者については、投票者数に含める。

（同一の氏名の者等に対する得票の有効）

第 2 条 同一の氏名、氏又は名の者が 2 人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の 1 をそれぞれの得票とする。

（立会人）

第 3 条 細則第 2 条第 2 項に規定される投票においては、事務局長を立会人とする。

- 2 事務局は、前項に規定する立会人の立会いの下で開票を行い、投票の効力について疑義が生じた場合は、立会人が総会に諮りこれを決する。

提	1
総 会	1 5 4

提 案

会員の所属部の決定について

- 1 提案者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議会則第6条の規定に基づき、会員から申出のあった部への所属を決定する必要があるため。

(参考)

日本学術会議会則

(部への所属)

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

提	2
総 会	1 5 4

提 案

日本学術会議細則の一部改正について

1. 提 案 者 会長
2. 議 案 標記について、別紙案のとおり改正すること。
3. 提案理由

農学基礎委員会及び生産農学委員会の名称は、農学の一部が基礎分野のみを取り扱い、他の一部が生産分野のみを取り扱うがごとき誤解を生ずる恐れがあるために、その名称をより適切なものに変更する必要がある。

農学分野を2区分する場合には、基礎農学と応用農学の区分も考えられるが、農学は一般的には応用が主体の学問分野であり、農学内の専門分野、例えば作物学、園芸学、畜産学、水産学、農芸化学、農業土木学、農業気象学等々は、基礎と応用の両方に関与することがほとんどであるため、基礎・応用農学の区分は必ずしも適当でない。

このため、農学全体を扱う基本的・基盤的な委員会として農学委員会が必要であり、もう一方は、世界ならびにわが国の重要課題である食料生産とわが国の国民生活に直結し、社会的にも大きな問題となっている食料自給率の向上、食の安全・安心の確保を主として取り扱う委員会として、食料科学委員会が必要である。

以上の理由をもって、分野別委員会の名称を「農学基礎委員会」から「農学委員会」に、「生産農学委員会」から「食料科学委員会」に変更することを提案するものである。

(参考)

日本学術会議細則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

(常置の委員会の設置)

第10条 (略)

2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

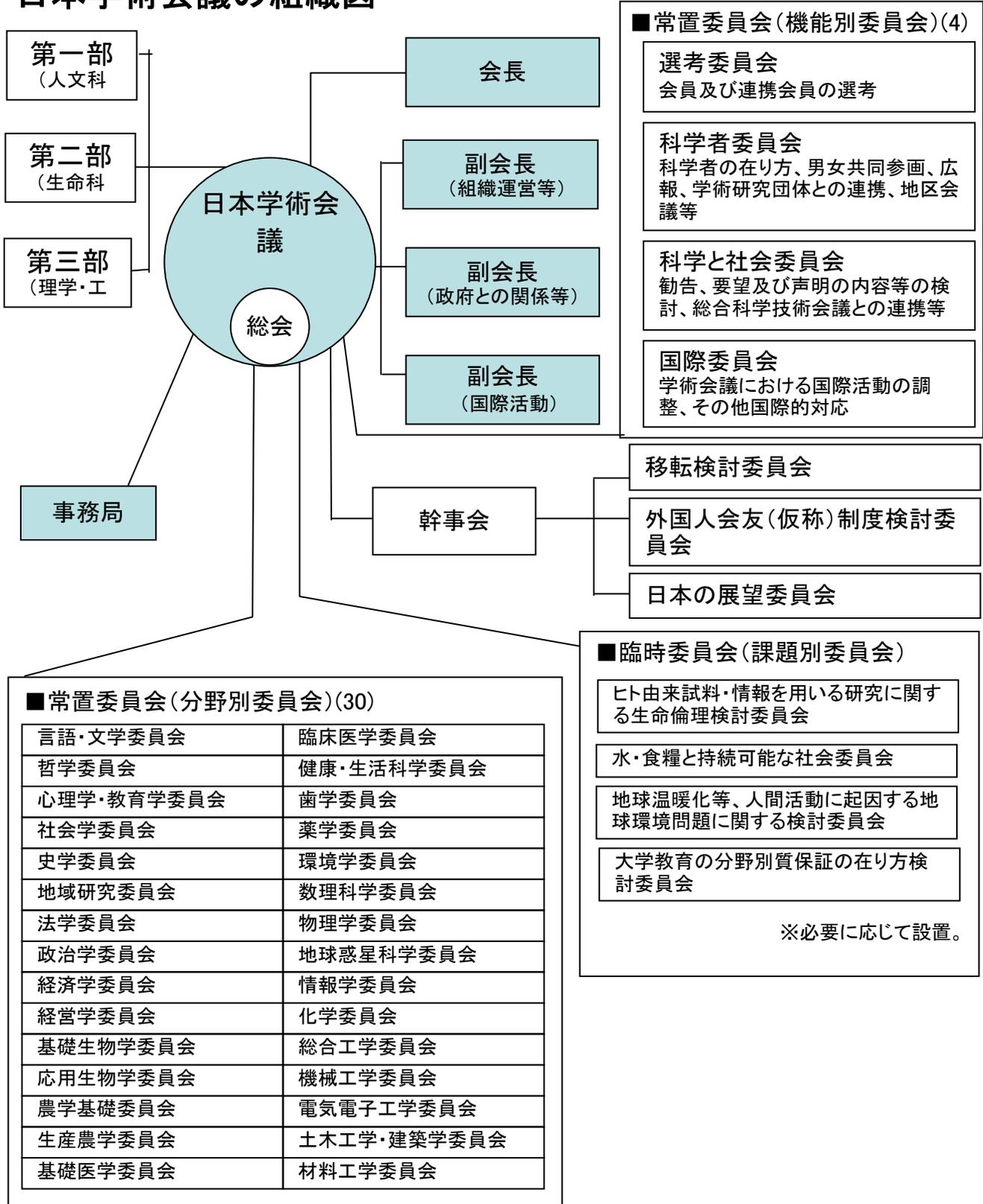
改正後			改正前		
別表第3（第10条関係）			別表第3（第10条関係）		
委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名	委員会名
(略)	(略) 農学委員会 食料科学委員会 (略)	(略)	(略)	(略) 農学基礎委員会 生産農学委員会 (略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(平成20年9月30日現在)

日本学術会議の組織図



各部からの委員会等構成員推薦のお願い (部会用資料)

第 _____ 部 (第一部、第二部、第三部の別を御記入ください)

部 長 : _____

副 部 長 : _____

幹 事 (2 名) : _____

:

※留意事項: 委員会の開催に支障が生ずるため、科学者委員会、科学と社会委員会、国際委員会の間で委員が重複しないようお願いいたします。

選考委員会

(4名以内(うち1名は部の役員))

氏名	備考
	部の役職:

科学者委員会

(3名(うち1名は部の役員))

氏名	備考
	部の役職:

広報分科会

(2名以内)

氏名	備考

男女共同参画分科会

(4名以内)

氏名	備考

(部会用資料)

学術体制分科会

(4名以内)

氏名	備考

学協会の機能強化方
策検討等分科会

(2名以内)

氏名	備考

科学と社会委員会

(3名(うち1名は部の役員))

氏名	備考
	部の役職:

科学力増進分科会

(2名以内)

氏名	備考

年次報告等検討
分科会

(1名)

氏名	備考

国際委員会

(3名(うち1名は部の役員))

氏名	備考
	部の役職:

国際会議主催等検討
分科会

(2名)

氏名	備考

アジア学術会議分科会

(2名)

氏名	備考

(部会用資料)

各部に構成員の推薦をお願いする委員会等の概要

名 称	任 務	構 成
選考委員会	会員及び連携会員の選考	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・副会長(組織運営及び科学者間の連携担当) ・各部4名以内(うち1名は役員)の会員
科学者委員会	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学における男女共同参画に関する事、会員及び連携会員の退職、会員及び連携会員の退職、学術会議全体としての広報に関する事(刊行物の編集、シンポジウムの企画等)、地区会議に関する事、日本学術会議協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長(組織運営及び科学者間の連携担当) ・各部3名(うち1名は役員)及び地区会議代表幹事会1名の会員
広報分科会	広報刊行物等の編集又は編集協力に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・科学者委員会の委員3名 ・上記以外の各部2名以内の会員
男女共同参画分科会	科学に関する男女共同参画の推進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・科学者委員会の委員5名以内 ・上記以外の各部4名以内の会員 ・幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名
学術体制分科会	学術の制度・振興等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・科学者委員会の委員6名以内 ・上記以外の各部4名以内の会員
学協会の機能強化方策検討等分科会	学協会の機能強化に資する方策の検討等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・科学者委員会の委員3名以内 ・上記以外の各部2名以内の会員 ・幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名
科学と社会委員会	勧告、要望及び声明の内容等の検討(幹事会決定事項)、総合科学技術会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長(学術会議と政府、社会及び国民等との関係担当) ・各部3名以内(うち1名は役員)の会員 ・必要に応じて選ばれる会員4名以内
科学力増進分科会	国民の科学力増進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・科学と社会委員会の委員3名 ・上記以外の各部2名以内の会員 ・幹事会が必要と認める連携会員若干名
年次報告等検討分科会	年次報告書の執筆・編集及び外部評価に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長(学術会議と政府、社会及び国民等との関係担当) ・各部1名の会員
国際委員会	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・副会長(国際活動担当) ・各部3名(うち1名は役員)の会員
国際会議主催等検討分科会	日本で開催される国際会議の日本学術会議の主催についての審議及び開催に関する事並びに後援についての審議に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長(国際活動担当) ・各部2名の会員 ・委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名
アジア学術会議分科会	アジア学術会議(SCA)の在り方等の検討及び活動の推進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長(国際活動担当) ・各部2名の会員 ・委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名

平成 20 年 10 月 1 日

日本学術会議では、これまでに「日本の計画(平成 14 年 9 月)」、「日本の科学技術政策の要諦(平成 17 年 4 月)」をとりまとめ、科学者の視点から社会のあり方等に関する提言を行ってきたが、これらを発展・継続させて、

- ・ 我が国の学術分野の発展のあり方、及び
- ・ それを踏まえた人類的課題に応える研究のあり方

など我が国の学術研究の方向・長期展望を広く示すために、「日本の展望委員会」を新たに設置し、6月5日に審議を開始した。

日本の展望委員会の概要

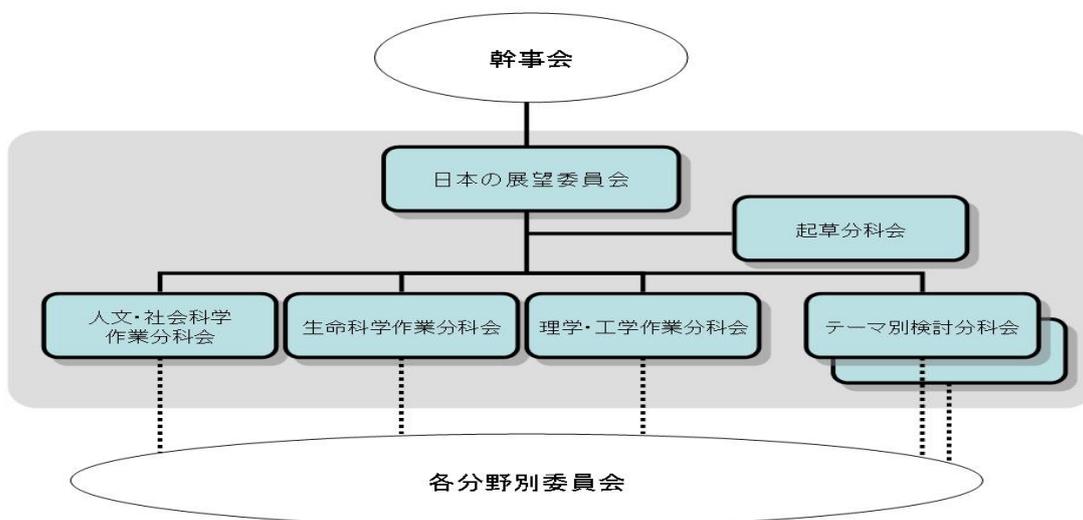
1. 目的

科学者コミュニティでの議論等を踏まえながら各学術分野の発展の在り方、及びそれを踏まえた人類的課題に応える研究の在り方など我が国の学術の長期展望に関する事項を審議し、「日本の展望 - 学術からの提言(仮題)」をとりまとめる。長期展望については、6年(会員の任期)毎を目途に見直す。

提言の骨子は、今後の学術政策や第四期科学技術基本計画に反映されるよう努める。

2. 構成

- (1) 幹事会附置委員会である**日本の展望委員会**
- (2) 同委員会の下に、分野別の検討結果を文書にとりまとめるための3つの**作業分科会**(人文・社会科学、生命科学、理学・工学)と複数の**テーマ別検討分科会**
- (3) (2)の検討結果を踏まえて、「日本の展望 - 学術からの提言(仮題)」をとりまとめる**起草分科会**



3. スケジュール

2008年4月：総会において基本方針について議論

6月：「日本の展望委員会」第一回会合 開催

9月：「日本の展望委員会」第二回会合 開催

（以降、各分野別作業分科会、各テーマ別検討分科会において、
学術の長期展望について、継続して審議。）

○今後の進め方

2008年10月総会	審議状況(各分科会の活動開始等)等の報告。 →以降、引き続き各分科会等において審議。2009年3月末までに、起草分科会への報告書案の骨子(ポイント)のとりまとめ。
2009年4月総会	検討の中間報告(各分科会の審議状況等の報告) <u>起草分科会を設置</u> (注) →以降、起草分科会は各分科会と並行して審議。2009年8月末までに各分科会は報告書を起草分科会に提出。 →起草分科会及び展望委員会において「第4期科学技術基本計画」に反映すべき事項を審議。
2009年10月総会	各分科会からの報告案及びそれを踏まえ起草分科会が要点をまとめた「日本の展望－学術からの提言」素案を総会に提出。
2010年4月総会	「日本の展望－学術からの提言」及び関連報告書の総会での採択

(注)起草分科会は、各分科会の検討を踏まえた展望委員会での審議をもとに、学術の長期的な方向・政策についてまとめた「日本の展望－学術からの提言」の原案を起草し、「日本の展望委員会」に提出する。

4. 分野別作業分科会とテーマ別検討分科会の関係



テーマ1 現代市民社会における教養・教養教育 － 21世紀のリベラル・アーツの創造
(分科会名：知の創造分科会) (当面置かず)

現代社会は、人間、自然および社会に関わる科学と技術の際限のない発展を通じて膨大に集積され、かつ、たえまなく増大する「知」に媒介されて存在し、活動している。このような「知」の増大は、「知」のはげしい専門分化と体系の不透明化をともなっているが、人類が直面する現在の問題を認識し、未来の方向を模索するための総合的な「知」のあり方こそ、いま、強く求められているものである。21世紀の世界に展望を拓くために、人間、自然および社会に関わって人類が共有しなければならない「知」とは何か、「知」の専門分化と膨大な発展をその根本において理解しうる基礎的な「知」とは何か。全分野を包摂する学術の地平において、これをとらえる試みが必要とされている。21世紀のリベラル・アーツの創造とは、そのような課題である。

テーマ2 基礎科学の推進、政策および長期展望 － 学術の発展戦略
(分科会名：基礎科学の長期展望分科会) (委員長：海部 宣男)

科学・技術の根本的・長期的な基盤は、分野を問わず、意外な発見や新たな展望の獲得、知的活動の蓄積と活性化、将来の人材育成などをもたらす、基礎的研究にある。一方、社会とのつながりが見えやすい応用研究に比べて、基礎的科学研究への投資の効果は長期的であり、評価が難しい面がある。このため、科学技術立国を目指す日本ではあるが、基礎科学・学術の振興に関する確固たる長期政策は、十分に確立されてはこなかった。そのもとで近年、経済効果重視政策により基礎科学・学術研究への投資は低下傾向が続き、日本の科学・技術に長期的な弱体化がもたらされつつあるとの懸念が広がっている。日本における基礎科学・学術を発展させ、日本および国際社会において確固たる役割を果たしてゆくための長期的政策とその策定の仕組みは、いかにして可能か。広い視点と分野からその構築に向けて検討を進め、具体的な第一歩を築く提言を行うことをめざす。

テーマ3 持続可能な世界をいかに構築するか － 人類の未来問題
(分科会名：持続可能な世界分科会) (連絡世話人：山内 皓平)

1800年に10億人であった世界の人口は、その後大幅に増加して現在の67億人に達し、2050年には92億人に増加すると予測されている。このような巨大な人口を支える食料・水・エネルギーの安定供給と物質的生産を確保しながら、他方で、地球環境・生態系の保全を図り、地球温暖化の防止と適応を進めることが人類的課題として示されている。そこには、同時に、戦争や国家間・民族間の紛争を抑止すること、その遠因ともなる世界の貧困と格差を解消すること、また大量消費型のライフスタイルの転換など、制度や価値観に関わる社会的な課題が存在する。これらの課題を総合的に検討して、持続可能な世界を人類の未来に向けて構築するための基本的な考え方、そしてその実現のための諸条件を模索する。

テーマ4 地球環境科学と人類的課題 － その要請にいかに応えるか
(分科会名：地球環境問題分科会) (委員長：河野 長)

産業革命以来、人類の消費するエネルギー量はそれまでとはけた違いに大きくなり、その影響が地球システム全体に重大な効果を及ぼすに至った。こうして現在では温暖化をはじめとする地球環境問題が、人類の将来を左右する大きな要因として浮上ってきて

いる。この状況下において、いかにして持続可能な発展を続けるかは現在の世界において最も重要な課題である。この人類的課題に応えるために、地球環境問題への取り組みについて主として学術の面から検討し、提言する。これまで日本はこの問題に対して、必ずしも先進的とは言い難い対応をして来たが、それはなぜなのか。これまでの学術政策や研究体制、研究者の意識にも切り込みながら、我が国の科学技術が長期的・創造的な寄与を世界に向けて発し続けてゆくことが出来るような条件・研究体制のあり方を探り、具体的な方向性の提言をめざす。

テーマ5 世界とアジアのなかの日本 – 日本の役割

(分科会名：世界とアジアのなかの日本分科会)

(委員長：猪口 孝)

21世紀の世界においては、人類的課題（グローバル・アジェンダ）がますます明瞭に人々の前にあらわれてくる。それは、人類の生存基盤である地球の保全であり、人類の平和と福祉の実現である。そこでのアクターは、国際組織であり、世界を構成する諸国家であるが、また、諸個人のイニシアティブによる国連 NGO など、様々な組織がある。日本は、アジア地域における有力な存在の1つとして、アジアにおける問題把握と問題解決の取り組みによって世界に貢献し、同時に、世界における有力な存在の1つとして世界的な問題の把握と問題解決に向かわなければならない。日本の役割を考えるべき問題の領域は、多様であり、また、とくにアジアにおける取り組みにおいて、共同の未来のために、きちんとした過去の認識を示さなければならない。

テーマ6 大学の役割と人材の育成 – 大学と社会の連携

(分科会名：大学と人材分科会)

(委員長：笠木 伸英)

世界はますます一体化していく。この大きな潮流の中に日本社会と日本の大学はある。日本の大学は世界の中でいかなる貢献をするのか、また、これからの日本社会の中で大学が担うべき新たな機能はなにか、これに答えを与えなければならない。

大学は、世界の若い世代にその能力をのばす場を提供し、科学の探究を通して世界に貢献し、さらに、世界の複雑な諸課題の解決に長期的な展望を与える知を提供できなければならない。しかし、若い世代が求める教育も、社会が求める人材も、貢献すべき科学の分野も、社会と連携して解決すべき課題も、それぞれ多様である。この多様性の中で、大学が責務を果たすために、日本の大学の理念、および、大学に関わる制度をいかなる形にしなければならないのか、その展望を示す。

テーマ7 社会における安全とリスク – 社会・科学技術・政治の協働

(分科会名：安全とリスク分科会)

(委員長：唐木 英明)

人々の生活は、自然災害、犯罪や事故による不測の損害、失業や貧困による社会経済的破綻など、多様な危険にさらされている。また、有害な食品、耐震性をかいた欠陥住宅、医療過誤など、科学技術によって防止されるべき危険が、人々に不安を引き起こしている。さらに、人々に不可避の疾病や加齢に対する安全網としての老齢年金や医療保険制度などは、その見通しが明るくない。リスクは、単なる危険ではなく、人々の行為を介在して生み出される危険の確率のことである。この人々の行為には、重要なものとして科学技術の営みが含まれる。リスクは、制御可能な、制御すべきものとして位置づけられるものである。安全な社会の構築のために、科学技術のあり方、そして社会と政治との関係のあり方を検討する。

テーマ8 現代における私と公、個人と国家 — 新たな公共性の創出

(分科会名：個人と国家分科会)

(委員長：廣渡 清吾)

20世紀は国家の世紀であり、個人は、その生存と権利の保護を国家に求め、国家に委ねてきた。国家は、国民によって支えられるべき国家として運営され、国家の役割はたえず増大してきた。世紀末から国家の役割の見直しがはじまり、市場の機能と私的イニシアティブを重視した役割の再配分が進められ、21世紀に入っている。これまでの国家を中心としたあり方のもとでは、私に対する公は、国家と同一視された。現代における国家の役割の見直しは、私個人が私として国家に向き合うのみならず、「私たち」として自ら「公」を形成する新しい可能性の探索を示しているのではないか。社会の制度および秩序の形成のあり方について、個人の権利のあり方について、私と公、個人と国家の2項対立の意味をあらためて検討し、新しい展望を探る。

テーマ9 電子情報社会の課題と展望 — デモクラシー・経済・学術・文化・セキュリティ

(分科会名：情報社会分科会)

(委員長：武市 正人)

一般に、社会に新しい技術が導入され、発展してゆく過程では、技術の中立性、技術と民主主義、技術倫理、技術リテラシー等の側面から技術と社会の関係が論じられるが、とくに急速に発展してきた電子情報技術は、従来には見られないほどに技術領域を越えた多様な課題を発生させている。たとえば、情報技術が経済活動を効果的に実現して生活を豊かにする一方で、国境を越えた情報の取扱いや個人情報保護など、既存の社会規範では十分に制御できない問題を生み出してきている。このような、情報技術に特徴的な社会との軋轢を解消し安全な社会を築くために、人文科学、生命科学、理学および工学の各分野を越えて議論し、科学による解決への展望を与える。

テーマ10 安定した社会の再生産システム — 家族・ジェンダー・福祉・医療・雇用

(分科会名：社会の再生産分科会)

(委員長：大沢 真理)

社会の人々の生存と生活を確保し、次世代を再生産する役割をもつとされる家族は、その社会的な存在様式や社会的な機能においても多様化して「典型家族」の比重は小さくなり、伝統的な再生産機能を大きく失いつつある。少子化、晩婚化、非婚化などと呼ばれるのは、その具体的現象である。家族の現実態は、男女の役割・性差に関する社会的観念、福祉制度、医療保障制度、雇用の状況など、社会的制度的諸条件に規定されながら存在し、展開している。人々の生存と生活を保障し、次世代を再生産する社会的なシステムのあり方を家族を中心に、その社会的な諸条件を含めて総合的に考察し、そのうえに立って、個人の尊厳を保障し、性差別から解放された、そして安定した社会の再生産システムをどのように考えることができるかを検討する。